# 令和6年度 宇治市空き家情報誌無償提供事業者募集要領

### 1 趣旨

全国的に増加している空き家の問題に対し、空き家の所有者向けに、空き家の流通・活用・管理の際に参考となる情報誌を作成する。事業者の選定については、プロポーザルによる事業者選定とし、情報誌に広告を掲載することで無償提供が可能な事業者を募集する。

# 2 無償で提供いただくもの

## (1) 空き家情報誌

空き家に関する情報を掲載したA4サイズのフルカラー冊子とし、主に空き家等に関連する広告を入れたもの。詳細は別紙のとおりとする。

納品部数は1,200部とし、別途原稿データ(PDF形式)を提供するものとする。

# 3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申し込み時点において、本市から指名停止を受けていないものであること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けているものを除く。)でないこと。民事再生(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。
- (4) 自社又は自社の役員等が以下のいずれにも該当しないこと。
  - ①暴力団員
  - ②法人でその役員又は宇治市暴力団排除条例施行規則(以下、「規則」という。)で 定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
  - ③個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
  - ④暴力団員がその事業活動を支配する者
  - ⑤暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として規則で定めるもの。
- (5) 市税を滞納していないこと。

### 4 広告について

- (1) 広告の内容は「宇治市広告掲載要項」「宇治市広告掲載基準」を遵守しなければならない。
- (2) 広告の掲載面や位置等については、市と事業者が協議して決定する。
- (3) 広告は、一見して広告であると分かる表示または体裁であること。
- (4) 広告の掲載にあたっては、事前に広告審査チェックシートを用いた審査結果を付

して市の審査を受けるものとする。審査の内容は別紙「広告審査チェックシート」 のとおりである。

- (5)審査の結果により、市は広告の掲載を認めない場合や修正を求める場合があり、 無償提供事業者はその指示に従わなければならない。
- (6) 広告掲載を希望する事業者等は、「広告掲載にかかる市税の納付状況調査等同意 書」を無償提供事業者を通じて提出する必要がある。
- (7) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業または、事業者の広告を優先的 に掲載し、広告内容が空き家に関連した広告掲載となるよう努めること。
- (6) 広告とその他記事の違いが分かるように、配慮すること。

#### 5 期間について

選定された事業者と市は、「宇治市空き家情報誌の官民協働発行に関する協定書」を締結する。協定書の締結から令和7年6月30日までを締結期間とする。

# 6 募集方法について

#### (提出書類)

応募する事業者は、令和6年1月17日(水)から令和6年1月31日(水)までに、次の①から⑤の書類を宇治市役所住宅課空き家対策係に郵送又は持参すること。

- ① 様式1「参加申込書」
- ② 提案書

事業概要、当事業の考え方、他自治体や案件での実績、納入までのスケジュール、 校正について、広告の募集方法や募集対象、自社の広告掲載基準、問題発生時の対 応等を含んだもの。提案書の様式は問いません。

\*参考:空き家情報誌及び広告を掲載する紙面の見本等。

- ③ 会社概要・業務実績\*過去1年以内の当該事業取扱実績を示す資料等。
- ④ 履歴事項全部証明書(発行3カ月以内のもの)
- ⑤ 印鑑登録証明書(発行3カ月以内のもの)

#### (提出場所及び問い合わせ先)

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所 住宅課 空き家対策係

電 話:0774-21-0418 (直通)

 ${\tt F}\,{\tt A}\,{\tt X}\,:\,0\,\,7\,\,7\,\,4\,-\,2\,\,1\,-\,0\,\,4\,\,1\,\,0$ 

E-mail: akiyataisaku@city.uji.kyoto.jp

\*窓口での受付は平日8時30分から17時15分までとする。

# 7 選考について

選考は書類選考とする。提出された書類に基づき、信頼性、業務実績、企画内容等を総合的に評価し、上位の1社を選定する。提出書類において虚偽の内容が記載された場合は、その応募を無効とする。選考結果については応募者全員に通知する。選考の経過は公表しない。また、選考結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 8 評価項目について

選定する際の評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 事業目的の理解
- (2) 信頼性・安定性
- (3)業務実施体制
- (4)業務実績
- (5) 企画内容・企画力
- (6) 広告募集方針(職種・業種)
- (7) 提案の実現性

### 9 その他

- ・「宇治市空き家情報誌の官民協働発行に関する協定書」を締結し、当該協定書の事項を 遵守すること。
- ・業務に当たっての体制や、業務処理手順、スケジュールを明記すること。
- ・募集広告について、全体の作成内容に占める割合と掲載を予定する具体的な職種・業種 を明記すること。
- ・提案書の提出にかかる費用は応募者負担とし、提出された提案書は返却しない。
- ・提出された提案書は、審査及び説明のため必要な場合は、その写しを作成し、使用する ことができるものとする。
- ・提出された提案書等について、その著作権は応募者に帰属するが、「宇治市情報公開条例」の規定に基づく情報公開の対象となり、一部又は全部を公開する場合がある。